

所在不明牛とは

- ① 牛の個体識別情報の最終履歴が、転出又は取引となっている牛で、その後の異動の届出がない牛。
- ② 牛の個体識別情報の最終履歴が、出生又は転入となっている牛で、その後の異動の届出がない牛。

合わせて80万頭程度存在

所在不明牛の処理方針

牛の個体識別情報検索サービス（以下、「検索サービス」という。）において非表示とする（以下、「検索除外」という。）とともに、一定期間経過後、完結処理（便宜上、死亡処理）することとする。

- ① 法施行前（H15.11.30以前）に所在不明牛となった牛については、検索除外とする。
- ② 法施行後（H15.12.1以降）に所在不明となった牛については、定期的（年1回）に以下の条件に合致する牛について、検索サービスのWEBページ上で、該当する個体識別番号を掲載する等、管理者等へ周知した上で、検索除外とする。

<条件>

最終の届出後、3年以上当該牛に係る届出（耳標の再発行、雌牛にあつては母牛としての届出も含む。）がなく、畜種別に以下の条件に合致する牛。

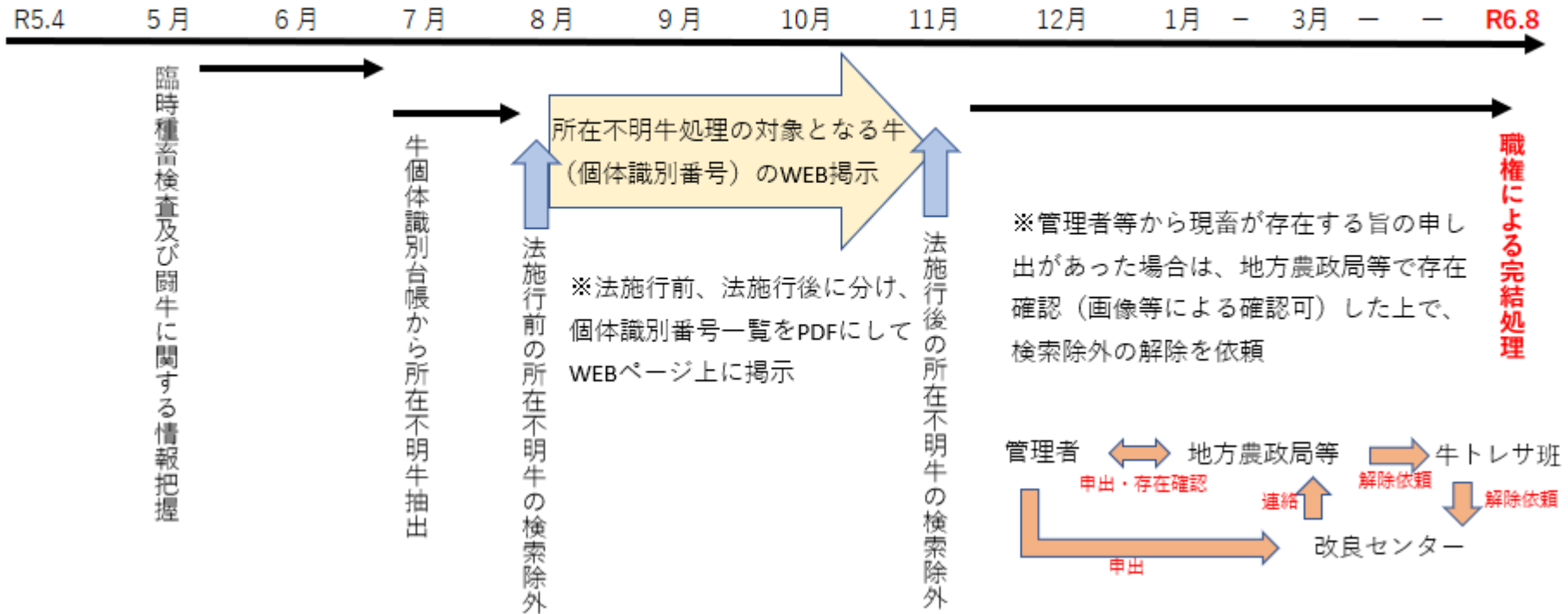
- ア 乳用種：10歳以上の雌牛、3歳以上の雄牛（種雄牛及び動物園を除く。）
- イ 肉専用種：15歳以上の雌牛、3歳以上の雄牛（種雄牛及び動物園を除く。）
- ウ 交雑種：3歳以上の雌牛、3歳以上の雄牛（その他の種別を含む。）

なお、所在不明牛として「闘牛」や「畜産試験場等で長期飼育されている牛」（以下「闘牛等」という。）が該当する可能性があるが、闘牛であることが、牛個体識別台帳には記録されていないことから、北海道農政事務所、地方農政局等及び沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）からの情報提供等により可能な限り考慮するものとする。

- ③ 検索除外後、1年間経過し、特段の申し出等がない限り職権により完結処理（便宜上、死亡処理）を実施。

所在不明牛への対応について（スケジュール）

所在不明牛の処理スケジュール



留意事項等について

- 除外要件の種雄牛については、改良センターの種畜検査の結果を提供（改良センター→畜産振興課→牛トレサ班→改良センター）
- 都道府県が行う臨時の種畜検査及び畜産試験場等で長期飼育されている牛の情報は、地方農政局等を通じて情報提供依頼
- 所在不明牛となる可能性がある「闘牛」及び「動物園等（いわゆる「ペット」として飼育されている牛を含む。）」については、地方農政局等で可能な限り情報収集
- 改良センターは、WEBページその他、周知に努める
- 牛トレサ班は、全国を所管する関係機関・団体等を中心に、電子メールや説明会等の機会を通じ周知、地方農政局等は、都道府県をはじめとする県域関係機関・団体等を中心に、電子メールや説明会、管理者、所属団体等への訪問時に周知
- 毎年、同様の手法により実施。但し、必要に応じ改善を図るものとする